

令和7年 第2回

田村市農業委員会総会議事録

田村市農業委員会

## 議 事 録

1. 開催日時 令和7年2月20日(木) 午後1時30分

2. 開催場所 田村市役所 多目的ホール

3. 出席委員 田村市農業委員19名のうち18名  
田村市農地利用最適化推進委員20名のうち7名

1 番	遠藤良一委員	2 番	吉田典良委員	3 番	荻野右近委員
4 番	田村 茂委員	5 番	松本文子委員	6 番	吉田篤也委員
7 番	白岩良一委員	8 番	渡邊 元委員	9 番	和田春信委員
10 番	柳沼政一委員	11 番	鹿又良司委員	12 番	土屋福一委員
13 番	菊地幸広委員	14 番	箭内正彦委員	15 番	宗像昭一委員
16 番	吉田清吉委員	18 番	渡邊慶幸委員	19 番	佐藤伸夫委員
②番	會田成美委員	⑤番	佐藤太巳治委員	⑥番	吉田勝行委員
⑩番	郡司英道委員	⑫番	佐久間耕栄委員	⑮番	松崎好克委員
⑰番	堀越広美委員				

4. 欠席委員 17番 小池あおい委員

5. 農業委員会事務局職員

局長  
総務係長  
副主査

三 浦 栄 喜  
矢 内 敬  
會 田 賢 治

6. 書 記

副主査

會 田 賢 治

7. 議事録署名人

9 番 和 田 春 信 委員  
10 番 柳 沼 政 一 委員

## 8. 提出案件

- 議案第1号 農地法第3条の規定に基づく許可申請について
- 議案第2号 農地法第5条の規定に基づく許可後の事業計画変更申請の意見決定について  
(県許可分)
- 議案第3号 農地法第5条の規定に基づく許可申請について (市許可分)
- 議案第4号 農地法第5条の規定に基づく許可申請の意見決定について (県許可分)
- 議案第5号 旧農業経営基盤強化促進法の規定に基づく農用地利用集積計画(案)に対する  
意見決定について
- 議案第6号 農地中間管理事業の推進に関する法律の規定に基づく  
農用地利用集積等促進計画 (案) に対する意見決定について
- 議案第7号 福島復興再生特別措置法の規定に基づく新集積計画(案)に対する  
意見決定について
- 議案第8号 現況確認証明について
- 議案第9号 令和7年度農作業労働賃金標準額の決定について

## 9. 会議の経過概要 (開会 午後1時30分)

事務局	<p>皆さま、本日は何かとお忙しいところご出席いただき、誠にありがとうございます。ただいまより令和7年第2回田村市農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>会議に先立ちまして会長よりご挨拶を申し上げます。</p>
会 長	(会長あいさつ)
事務局	<p>それでは、田村市農業委員会会議規則第6条の規定により、会長に議長をお願いいたします。</p>
議 長	<p>始めに、田村市農業委員会会議規則第4条による届出のあった欠席委員の報告を求めます。</p>
事務局	<p>「議長、事務局」</p> <p>本日、都合により欠席の届出がございましたのが、</p> <p>「17番 小池あおい」農業委員であります。</p>
議 長	<p>事務局から報告がありましたとおり、本日は定数19名に対し、18名の出席をいただいておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定する過半数に達しており本総会は成立しております。</p> <p>それでは、ただ今より令和7年田村市農業委員会第2回総会を開会いたします。</p> <p>また、本日は農地利用最適化推進委員、7名の方々にご出席いただいております。</p> <p>次に、議事録署名人でございますが、議長指名でご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>異議なしと認め、</p> <p>「9番 和田 春信 委員」、「10番 柳沼 政一 委員」を指名いたします。</p> <p>ただいまから議案審議に入ります。本日の議案は、</p>
	<p>議案第1号 農地法第3条の規定に基づく許可申請について 12件</p> <p>議案第2号 農地法第5条の規定に基づく許可後の事業計画変更申請の意見決定について(県許可分) 2件</p> <p>議案第3号 農地法第5条の規定に基づく許可申請について(市許可分) 3件</p> <p>議案第4号 農地法第5条の規定に基づく許可申請の意見決定について(県許可分) 4件</p>

	<p>議案第5号 旧農業経営基盤強化促進法の規定に基づく農用地利用集積計画(案)に対する意見決定について 1件</p> <p>議案第6号 農地中間管理事業の推進に関する法律の規定に基づく農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見決定について 2件</p> <p>議案第7号 福島復興再生特別措置法の規定に基づく新集積計画(案)に対する意見決定について 4件</p> <p>議案第8号 現況確認証明について 8件</p> <p>議案第9号 令和7年度農作業労働賃金標準額の決定について 1件</p> <p>以上、37件であります。</p> <p>よろしくご審議賜りますようお願いいたします。</p> <p>次に、本日の会議の進め方について申し上げます。</p> <p>ご発言をいただく際は、その都度、挙手により議長の指名を受けてからお願いいたします。</p> <p>それでは、議事に入らせていただきます。</p>
議 長	<p>「議案第1号 農地法第3条の規定に基づく許可申請について」を議題といたします。</p> <p>整理番号1番から12番について事務局説明願います。</p>
事務局	「議長、事務局」(議案第1号について議案書により朗読及び内容説明。)
議 長	<p>以上で事務局の説明が終わりました。</p> <p>ただいま説明いたしました事項について、あらかじめ担当区域の委員の方に調査をお願いしておりますので、調査結果についてご報告をいただいてから審議したいと思っております。</p> <p>それでは、整理番号1から2番について、</p> <p>1番 遠藤 良一 委員、ご報告をお願いいたします。</p>
1 番 委 員	<p>1番 遠藤 良一 報告</p> <p>1番遠藤です。整理番号1番から2番についてご報告します。2月13日の午前、譲受人、遠藤義一推進委員と3名で現地を確認してまいりました。申請地は、整理番号1番と2番は共用地になっており、整理番号1番の譲渡人から遺贈での申請であります。整理番号2番の所有者も管理が難しいため、申請地の隣にご自宅がある譲受人へ贈与することでの申請でもありました。これまでも譲受人により管理等されてきたとのことでしたので、何ら問題ないことを確認してまいりました。以上です。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。次に整理番号3から4番について、</p>

	3番 荻野 右近 委員、ご報告をお願いいたします。
3番 委員	3番 荻野 右近 報告 3番荻野です。整理番号3番から4番についてご報告します。整理番号3番と4番につきましても、譲渡人が相続されましたが市外にお住まいであり、耕作が難しいため、申請地の隣接地を耕作されている譲受人へ贈与するための申請でありました。何ら問題ないことを確認してまいりました。以上です。
議 長	ありがとうございました。次に整理番号5番について、 5番 松本 文子 委員、ご報告をお願いいたします。
5番 委員	5番 松本 文子 報告 5番松本です。整理番号5番についてご報告します。2月17日の午後に、譲受人のお母様、吉田勝行推進委員と3名で現地を確認してまいりました。譲渡人と譲受人は本家・分家のご関係であり、申請地は適正に利用されておりますので、何ら問題ないことを確認してまいりました。以上です。
議 長	ありがとうございました。次に整理番号6から7番について、 6番 吉田 篤也 委員、ご報告をお願いいたします。
6番 委員	6番 吉田 篤也 報告 6番吉田です。整理番号6番から7番についてご報告します。整理番号6番と7番につきましても、農地の交換での申請でありますので一括でご報告いたします。2月15日の午前に、双方の譲渡人、譲受人、菅野美喜推進委員と4名で現地を確認してまいりました。申請地は、双方のご自宅の近くにあり、これまでも双方が交換して利用されてきたとのことでした。将来を考え、正式に登記を行うための申請であり、適正に管理もされているため何ら問題ないことを確認してまいりました。以上です。
議 長	ありがとうございました。次に整理番号8から12番について、 11番 鹿又 良司委員、ご報告をお願いいたします。
11番 委員	11番 鹿又 良司 報告 11番鹿又です。整理番号8番から12番についてご報告します。整理番号8番につきましても、2月14日の午前に、譲受人のお母様、箭内倉貴推進委員と3名で現地を確認してまいりました。申請地は、譲渡人のお父様が農地を交換されましたが登記がされていなかったとのことで、今回、正式に登記をするための申請でありました。譲受人のご自宅に隣接した場所に申請地はあり、適正に管理をされておりますので、何ら問題ないことを確認してまいりました。整理番号9番につきましても、同じく2月14日の午前に、譲渡人、譲受人のお母様、箭内倉貴推進委員と4名で現地を確認してまいりました。申請地は、以前に農地を交換されてました

	<p>が登記がされていなかったとのことで、今回、正式に登記をするための申請でありました。譲受人のご自宅に隣接した場所に申請地はあり、適正に管理をされておりますので、何ら問題ないことを確認してまいりました。整理番号10番につきましても、2月14日の午前に、譲渡人のお父様、譲受人のお母様、箭内倉貴推進委員と4名で現地を確認してまいりました。こちら、以前に農地を交換されてましたが登記がされていなかったとのことで、今回、正式に登記をするための申請でありました。譲受人のご自宅に隣接した場所に申請地はあり、適正に管理をされておりますので、何ら問題ないことを確認してまいりました。整理番号11番につきましては、2月15日の午後に、譲受人のお母様、箭内倉貴推進委員と3名で現地を確認してまいりました。申請地は、前月に農地法第3条の案件で承認いただいた農地の一部であり、一部が譲渡人の名義であるため、売買にて所有権を移転したいとのことでの申請でありました。何ら問題ないことを確認してまいりました。整理番号12番につきましては、2月15日に、譲受人のお母様、箭内倉貴推進委員と3名で現地を確認してまいりました。申請地は、譲受人がこれまで借りて耕作されてましたが、売買にて所有権を移転したいとのことでの申請でありました。何ら問題ないことを確認してまいりました。以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>ありがとうございました。以上で整理番号1番から整理番号12番について事務局の説明及び調査結果の報告が終わりました。</p> <p>本案について、質疑に入ります。</p> <p>質疑を求めます。</p> <p>(質疑なしの声)</p> <p>質疑なしと認め、質疑を終結します。</p> <p>それでは、簡易採決により、異議の有無をお諮りいたします。</p> <p>ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、「議案第1号 農地法第3条の規定に基づく許可申請について」は、原案のとおり許可することに決定いたします。</p> <p>以上をもちまして議案第1号は終了いたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>「議案第2号 農地法第5条の規定に基づく許可後の事業計画変更申請の意見決定について(県許可分)」を議題といたします。</p> <p>整理番号1番から2番について事務局説明願います。</p>
<p>事務局</p>	<p>「議長、事務局」(議案第2号について議案書により朗読及び内容説明。)</p>
<p>議 長</p>	<p>以上で事務局の説明が終わりました。</p>

	<p>ただいま説明いたしました事項につきまして、担当委員の調査結果についてご報告をいただきます。</p> <p>それでは、整理番号1番から2番について、</p> <p>7番 白岩 良一 委員、ご報告をお願いいたします。</p>
7 番 委 員	<p>7番 白岩 良一 報告</p> <p>7番白岩です。整理番号1番から2番についてご報告します。2月12日の午前に、行政法人グランドサーベイのご担当者様へ電話にて確認してまいりました。申請地は、法面があり、太陽光パネルの配置を変更するための申請であり、内容の通りでありましたので、何ら問題ないことを確認してまいりました。以上です。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。以上で事務局の説明及び調査結果の報告が終わりました。</p> <p>本案について、質疑に入ります。</p> <p>質疑を求めます。</p> <p>(質疑なしの声)</p> <p>質疑なしと認め、質疑を終結します。</p> <p>それでは、簡易採決により、異議の有無をお諮りいたします。</p> <p>ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、「議案第2号 農地法第5条の規定に基づく許可後の事業計画変更申請の意見決定について(県許可分)」は、原案のとおり「許可相当」と意見決定します。</p> <p>以上をもちまして議案第2号は終了いたします。</p> <p>次に「議案第3号 農地法第5条の規定に基づく許可申請について(市許可分)」を議題といたします。</p> <p>整理番号1番から3番について事務局説明願います。</p>
事務局	「議長、事務局」(議案第3号について議案書により朗読及び内容説明。)
議 長	<p>以上で事務局の説明が終わりました。</p> <p>ただいま説明いたしました事項につきまして、担当委員の調査結果についてご報告をいただきます。</p> <p>それでは整理番号1番から2番について、</p> <p>9番 和田 春信 委員、ご報告をお願いいたします。</p>
9 番 委 員	<p>9番 和田 春信 報告</p> <p>9番和田です。整理番号1番から2番についてご報告します。整理番号1番につきましては、2月17日の午後に、大竹行政書士、渡邊辰治推進委員と3名で現地</p>

	<p>を確認してまいりました。申請地は、図面によりますと雨水等は自然浸透での対策とのことでしたが、農地のままでは自然浸透で問題ないと思われませんが、宅地となると隣接する農地へ流れ込む心配があるため、土留め等での対策をお願いいたしました。整理番号2番につきましては、2月15日の午後に、山名行政書士、渡邊辰治推進委員と3名で現地を確認してまいりました。申請地は、隣接する農地はありますが土留めがされており、他の隣接する面は宅地となっているため、何ら問題ないことを確認してまいりました。以上です。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。次に整理番号3番について、14番 箭内 正彦 委員、ご報告をお願いいたします。</p>
14番 委 員	<p>14番 箭内 正彦 報告 14番箭内です。整理番号3番についてご報告します。2月13日に、設定人、被設定人所属の会社の工事ご担当者、佐藤徳一推進委員と4名で現地を確認してまいりました。太陽光パネルの設計の変更により通路が必要となったための賃借権での申請でした。工事完了後は、現地を復元してお返しするとのことで、何ら問題ないことを確認してまいりました。以上です。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。以上で、事務局の説明及び調査結果の報告が終わりました。</p> <p>本案について、質疑に入ります。</p> <p>質疑を求めます。</p> <p>(質疑なしの声)</p> <p>質疑なしと認め、質疑を終結します。</p> <p>それでは、簡易採決により議案第3号について異議の有無をお諮りいたします。ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、「議案第3号 農地法第5条の規定に基づく許可申請について(市許可分)」は、原案のとおり許可することに決定いたします。</p> <p>以上をもちまして、議案第3号は終了いたします。</p> <p>「議案第4号 農地法第5条の規定に基づく許可申請の意見決定について(県許可分)」を議題といたします。</p> <p>整理番号1番から4番について事務局説明願います。</p>
事務局	<p>「議長、事務局」(議案第4号について議案書により朗読及び内容説明。)</p>
議 長	<p>以上で事務局の説明が終わりました。</p> <p>ただいま説明いたしました事項につきまして、担当委員の調査結果についてご</p>

	<p>報告をいただきます。</p> <p>それでは整理番号1から3番について、</p> <p>7番 白岩 良一 委員、ご報告をお願いいたします。</p>
7 番 委 員	<p>7 番 白岩 良一 報告</p> <p>7 番白岩です。整理番号1番から3番についてご報告します。整理番号1番につきましては、2月14日の午後に、代理人である白石行政書士、矢吹 勇推進委員と3名で現地を確認してまいりました。申請地は、周辺に農地はなく、隣接の土地は太陽光パネルが建っております。周辺の農地への影響はないため、問題ないことを確認してまいりました。整理番号2番につきましても、2月14日の午後に、代理人である白石行政書士、矢吹 勇推進委員と3名で現地を確認してまいりました。申請地は、周辺に農地はありますが農地への影響はないため、問題ないことを確認してまいりました。整理番号3番につきましても、申請地は、周辺に農地はありますがこちらも農地への影響はないため、問題ないことを確認してまいりました。以上です。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。次に整理番号4番について、</p> <p>12番 土屋 福一 委員、ご報告をお願いいたします。</p>
12番 委 員	<p>12番 土屋 福一 報告</p> <p>12番土屋です。整理番号4番についてご報告します。2月17日に、譲渡人6名、代理人である柳沼行政書士、松崎好克推進員と9名で現地を確認してまいりました。申請地は、傾斜も緩やかであり土砂等の流出の問題もないことを確認してまいりました。何ら問題ないことを確認してまいりました。以上です。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。以上で、事務局の説明及び調査結果の報告が終わりました。</p> <p>本案について、質疑に入ります。</p> <p>質疑を求めます。</p> <p>(質疑なしの声)</p> <p>質疑なしと認め、質疑を終結します。</p> <p>それでは、簡易採決により議案第4号について異議の有無をお諮りいたします。</p> <p>ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、「議案第4号 農地法第5条の規定に基づく許可申請の意見決定について(県許可分)」は、原案のとおり「許可相当」と意見決定します。</p> <p>以上をもちまして、議案第4号は終了いたします。</p>

	次に、「議案第5号 旧農業経営基盤強化促進法の規定に基づく農用地利用集積計画（案）に対する意見決定について」を議題といたします。事務局説明願います。
事務局	「議長、事務局」（議案第5号について議案書により朗読及び内容説明。） ～田村市が定める農用地利用集積計画による利用権の設定につきましては、農業経営基盤強化促進法附則第5条の規定に基づき意見を求められ、ご審議いただくものであります。～ 説明後～なお、この計画は旧農業経営基盤強化促進法の規定に定める該当要件を満たしていると考えます。～
議長	以上で、事務局の説明が終わりました。 本案について、質疑に入ります。 質疑を求めます。 （質疑なしの声） 質疑なしと認め、質疑を終結します。 それでは、簡易採決により議案第5号について、異議の有無をお諮りいたします。 ご異議ございませんか。 （異議なしの声） 異議なしと認めます。 よって、「議案第5号 旧農業経営基盤強化促進法の規定に基づく農用地利用集積計画（案）に対する意見決定について」は、原案のとおり「適当である」と意見決定いたします。  次に、「議案第6号 農地中間管理事業の推進に関する法律の規定に基づく農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見決定について」を議題といたします。事務局説明願います。
事務局	「議長、事務局」（議案第6号について議案書により朗読及び内容説明。） ～本案件は、農地中間管理事業による一括方式に基づき田村市が定める農用地利用集積計画による利用権の設定であります。～ 説明後～なお、この促進計画は旧農業経営基盤強化促進法の規定に定める該当要件である「事業に供すべき農用地全てを効率的に利用すること」などを満たしていると考えます。～
議長	以上で、事務局の説明が終わりました。 本案について、質疑に入ります。 質疑を求めます。

	<p>(質疑なしの声)  質疑なしと認め、質疑を終結します。  それでは、簡易採決により議案第6号について、異議の有無をお諮りいたします。  ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声)  異議なしと認めます。  よって、「議案第6号 農地中間管理事業の推進に関する法律の規定に基づく農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見決定について」は、原案のとおり「適当である」と意見決定いたします。</p> <p>次に、「議案第7号 福島復興再生特別措置法に基づく新集積計画(案)に対する意見決定について」を議題といたします。</p> <p>整理番号3番4番については、5番 松本文子委員が関係する案件でありますので、農業委員会に関する法律第31条第1項の規定に基づく議事参与の制限に該当しますので、これに該当しない案件と分割して審議し、かつ整理番号3番4番の審議については、5番 松本委員の退席を求めたいと思いますがご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声)  それでは、整理番号1番から4番について事務局説明願います。</p>
事務局	<p>「議長、事務局」(議案第7号について議案書により朗読及び内容説明。)  ～福島復興再生特別措置法に基づき県が定める新集積計画に対して田村市より意見を求められご審議いただくものであります。～  説明後～なお、この計画(案)は福島復興再生特別措置法の規定に定める該当要件である「事業に供すべき農用地全てを効率的に利用すること」などを満たしていると考えます。～</p>
議長	<p>以上で、整理番号1番から4番について事務局の説明が終わりました。  議案第7号 整理番号1番2番について、質疑に入ります。  質疑を求めます。  (質疑なしの声)  質疑なしと認め、質疑を終結します。  それでは、簡易採決により議案第7号 整理番号1番2番について、異議の有無をお諮りいたします。  ご異議ございませんか。  (異議なしの声)  異議なしと認めます。</p>

	<p>よって、議案第7号 整理番号1番2番については、原案のとおり「相当である」と意見決定いたします。</p> <p>ここで、5番 松本文子委員の退席を求めます。</p> <p>暫時休議いたします。</p> <p>(松本委員退場)</p> <p>休議前に引き続き会議を再開いたします。</p> <p>議案第7号 整理番号3番4番を審議いたします。</p> <p>本案について、質疑に入ります。</p> <p>質疑を求めます。</p> <p>(質疑なしの声)</p> <p>質疑なしと認め、質疑を終結します。</p> <p>それでは、簡易採決により議案第7号 整理番号3番4番について、異議の有無をお諮りいたします。</p> <p>ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第7号 整理番号3番4番については、原案のとおり「相当である」と意見決定いたします。</p> <p>議案第7号 整理番号3番4番について審議を終了しましたので、5番 松本委員の入場を許可します。</p> <p>ここで暫時休議いたします。</p> <p>(松本委員入場)</p> <p>休議前に引き続き会議を再開いたします。</p> <p>5番 松本文子委員にご報告いたします。</p> <p>議案第7号整理番号3番4番については、原案のとおり「相当である」と意見決定いたしましたのでご報告いたします。</p> <p>改めまして「議案第7号 福島復興再生特別措置法の規定に基づく新集積計画(案)に対する意見決定について」は、原案のとおり「相当である」と意見決定いたします。</p> <p>次に、「議案第8号 現況確認証明について」を議題といたします。事務局説明願います。</p>
事務局	「議長、事務局」(議案第8号について議案書により朗読及び内容説明。)
議長	<p>以上で事務局の説明が終わりました。</p> <p>本案について、質疑に入ります。</p>

	<p>質疑を求めます。  (質疑なしの声)  質疑なしと認め、質疑を終結します。  それでは、簡易採決により議案第8号について、異議の有無をお諮りいたします。ご異議ございませんか。  (異議なしの声)  異議なしと認めます。  よって、「議案第8号 現況確認証明について」は、原案のとおり決定いたします。  以上をもちまして議案第8号は終了いたします。  次に、「議案第9号 令和7年度農作業労働賃金標準額の決定について」を議題といたします。事務局説明願います。</p>
事務局	<p>「議長、事務局」(議案第9号について議案書により朗読及び内容説明。)</p>
議長	<p>以上で事務局の説明が終わりました。  本案について、質疑に入ります。  質疑を求めます。  (質疑なしの声)  質疑なしと認め、質疑を終結します。  それでは、簡易採決により議案第9号について、異議の有無をお諮りいたします。ご異議ございませんか。  (異議なしの声)  異議なしと認めます。  よって、「議案第9号 令和7年度農作業労働賃金標準額の決定について」は、原案のとおり決定いたします。  以上をもちまして議案第9号は終了いたします。  これで、本日の議事は全て終了いたしました。  慎重審議を賜りありがとうございました。  これをもちまして、令和7年田村市農業委員会第2回総会を閉会といたします。</p> <p style="text-align: right;">閉 会 (14時38分終了)</p>

令和7年2月20日

上記の議事録は、書記が記載したものであるが、内容に相違ないことを認め署名する。

田村市農業委員会議長

議 事 録 署 名 人

議 事 録 署 名 人